並びに第三号ヘにおいて同じ。）が作成した計画又は社会福祉法人等の訪問型職場適応援助者が作成し地域障害者職業センターの長若しくは認定社会福祉法人等の上級職場適応援助者が承認した計画に限る。第三号イにおいて同じ。）の作成に係る事業

ロ～ヘ　（略）

二・三　（略）

2～8　（略）

（重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金）

第二十二条の二　重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金は、次のいずれにも該当する事業所の事業主に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一　当該事業所において、現に雇用されている重度身体障害者（法第二条第三号に規定する重度身体障害者をいう。以下この号において同じ。）、知的障害者又は精神障害者（以下この項において「重度身体障害者等」という。）である労働者（法第四十三条第三項に規定する短時間労働者（重度身体障害者、法第二条第五号に規定する重度知的障害者又は精神障害者を除く。）及び重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である法第七十条に規定する特定短時間労働者を除く。以下この項において同じ。）の数が十人以上であり、かつ、当該重度身体障害者等である労働者の数の現に雇用されている労働者の数のうちに占める割合が十分の二以上である事業所であること。

二　（略）

2　（略）

第三十四条　法第七十四条第一項の厚生労働省令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の厚生労働省令で定めるものに相当する業務は、同欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務とする。

発達障害者、高次脳機能障害者及び難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者及び精神障害者を除く。以下この条において「発達障害者等」という。）	法第四十九条第一項第四号、第七号及び第十一号（同項第四号及び第七号に係る部分に限る。）に掲げる業務に相当する業務
（略）	（略）

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第三条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～十四　（略） 十四の二　高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）に規定する高次脳機能障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） 十五　（略）	（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～十四　（略） （新設） 十五　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。